# たっくす

たっくす第45号（2004年1月）

発行日　平成16年1月10日
発行人　新宿間税会
　　会長　田尾　有一
印刷所　㈲甲文堂
　　☎03-3947-0844

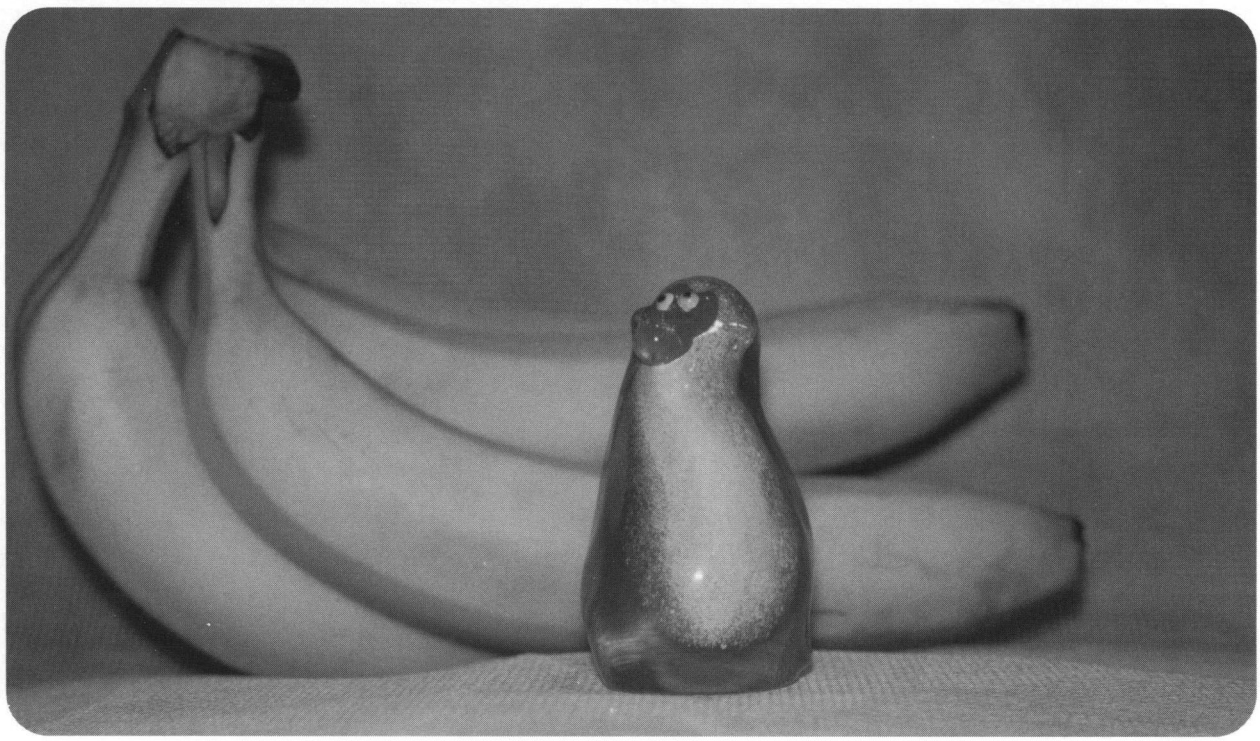

申は十二支の第九位、方角は西南西、時刻一午後三時から五時に当たる。月暦では七月になります。申という字は「神」と言う字と同じ原字で、陰陽が激しくぶつかり合って発する稲妻の光を「神」の現われとして拝したので、七月に多く発生したからといわれます。

猿という動物は、大変身近で友達のような いきもの です。「人間に毛が三本足りない」とか「愚かなるを禺」といい、その禺とは さるの象形文字で、さるの下に心で愚かと読むとか、禺の上にウ冠を付けた「寓」という字は、粗末な仮住まいを意味するそうです。きっと、私たちより出来が良いので、妬んで昔からそう言われたのでしょうか？

「猿は反省」しますからリッパ、その猿が亡くなった今、私たちが反省して、平和な世界にするため努力する年としましょう。申年ですから、神に誓って。

## 目　次

○新年の御挨拶
　新宿間税会会長　田尾　有一……2
○新年の御挨拶
　新宿税務署長　　永田　金司……3
○平成15年度納税表彰式 ……4
○平成15年度活動日誌 ……5
○税務研修会……5
○新入会員の紹介……5
○コラム
　「がんと食事」仲　眞美子……6
○青年部・女性部合同研修会……8
○役員懇親ゴルフコンペ……8
○税務署からのお知らせ……9

# 新宿間税会

# 新年の御挨拶



新宿間税会会長

**田 尾 有 一**

新宿間税会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平成16年の新春にあたり、謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

会員の皆様方には、旧年中、当会の運営につきまして、格別のご尽力を賜りありがとうございました。

また、税務ご当局の皆様には、当会に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

昨年は、永く続きました不況も、緩やかながら改善の兆しが見えてまいりました。今回の景気改善要因は、今迄の財政出動に依ることなく、企業の大幅な人員削減、給与カットも含めたリストラによる収益改善が回復の原動力になっております。本年は、リストラ効果により体力を取り戻した日本企業の活躍で、更なる景気の回復を期待いたします。

さて、ご承知の通り我が国の財政は、構造的な赤字財政であり加えて、今後の社会保障費の膨張に備えて税制等の改革が迫られております。特に少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に見直し、国民が信頼できる社会保障制度を確立する必要があります。特に年金制度については、国庫負担金割合を、09年度までに2分の1に引き上げるための財源確保をしなければなりません。私達の取り組んでおります消費税につきましても、その重要度が高まって参りますと共に、今後の税率引上げは避けて通れません。

この様な中、全間連では、間税会組織の効率化と活性化を目指して、組織改革に取り組んでおります。当会といたしましても、これらの動きに合せて、会の活動をより力強くし、以前から取組んでおります組織の強化をより一層強力に推し進めるため、昨年の10月の理事会に於きまして、役員の業務分担を実施いたしました。

皆様に役立つ、魅力ある会にする為、本年も精一杯頑張っていく所存でございます。会員皆様にも尚一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員皆様方並びに、ご当局幹部の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。



# 新年の御挨拶



新宿税務署長

永田金司（ながたきんじ）

新年あけましておめでとうございます。

新宿間税会の皆様方におかれましては、清々しい新しい年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年中は、田尾会長様をはじめ、新宿間税会の皆様方には、税務行政に対しまして格別の御理解と御協力を賜り、おかげさまで、署の事務運営も順調に推移してまいりました。

皆様方の御支援・御協力に対しまして心から感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

新宿間税会におかれましては、昨年は、この4月から適用される改正消費税法説明会を新宿税務署との共催により複数回開催し、また、税を知る週間における税務研修会・講演会を開催されるなど、消費税の正しい税知識の普及と納税道義の高揚に御尽力されたことにつきまして、改めて感謝と敬意を表す次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、高度情報化の進展、行政の更なる透明性の要請等、大きく変化しております。また、あるべき税制の構築に向けた本格的な議論にも見られますように、国民の皆様の税に対する関心はますます高まっておりますが、私ども税務行政に携わる者といたしましては、常に環境の変化に的確に対応しながら、適正・公平な課税の実現という使命を踏まえ、納税者の皆様の視点に立った行政サービスを高いレベルで実現できるよう、一層の努力を重ねてまいる決意でございます。

新宿間税会の皆様方には、税務行政の良き理解者として多大な御支援と御協力をいただいているところではありますが、本年もより一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、本年の確定申告に当たりましては、2月22日と29日の日曜日に申告書の受付や作成のアドバイスを行うこととしておりますが、本年も従来以上に確定申告事務が順調に推移するよう、職員一同が一丸となり、全力を尽くす所存でありますので、皆様方のさらなる御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭に当たり、平成16年が、会員の皆様方にとりまして輝かしい年となることを心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 忘れずに納付してね
## みんなの大事な消費税。

消費税は、預り金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。



# ◎　平成15年度納税表彰式

新宿税務署および税務協力6団体共催による平成15年度納税表彰式がさる11月13日㈭に中央社会保険健康センター「ペアーレ新宿」3階ホールにおいて、税務署関係と関係団体から多数のご来賓ご臨席のもと、盛大裡に挙行されました。

当日は、会員の方が多数参列され、各氏の栄誉を祝福し、和やかな式典が行われました。

受賞された方は、長年にわたり納税道義の高揚や協力団体の活動等にご尽力された方で、今回は、特に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行50周年記念にあたり、新宿間税会の常任理事で新宿酒販懇話会の副会長の秋山恭衛殿が東京国税局長感謝状を受彰されました。

## □　新宿税務署長感謝状

副会長　山　本　照　司
㈱さくらや

副会長　力　石　益　久
㈱コマ・スタジアム



新宿税務署長感謝状　山本　照司殿

## □　新宿間税会長感謝状

副会長　向　山　純　一
㈱小田急百貨店

常任理事　冨　田　隆　男
㈱京王百貨店



新宿税務署長感謝状　力石　益久殿



平成15年度納税表彰式　受彰者



新宿間税会長感謝状　向山　純一殿

## ◎活動日誌

H15.9.10　会報「たっくす」第44号発行
H15.9.19　団体長会　田尾会長出席
　於：新宿税務署大会議室
H15.10.8　新宿間税会理事会　役員22名出席
　★議題①印紙税部会研修会
　②青年部・女性部合同研修会
　③納税表彰式典　その他
H15.10.14　全国間税会総連合会第30回通常総会
　創立30周年記念式典　役員8名出席
　於：東京會舘
H15.10.23　青年部・女性部合同研修会
　会員　24名出席
　於：東京電力、東郷青児美術館
　新宿歴史博物館　他
　★別稿参照
H15.10.29　東京商工会議所新宿支部・新宿間税会
H15.10.30　四谷間税会共催による
　「改正消費税説明会」の実施
　於：BIZ新宿研修室A
H15.11.6　消費税・印紙税説明会　35名参加
　★別稿参照
H15.11.11　「税を知る週間」（17日まで）
H15.11.13　平成14年度納税表彰式
　役員12名出席
　★別稿参照
H15.11.26　会報「たっくす」第45号編集会議
　於：新宿税務署地下会議室
　役員6名出席
H15.12.2　新宿税務署・新宿間税会・新宿法人
12.8　会共催による「改正消費税法説明会」の実施　1日2回、計4回実施
　於：四谷区民ホール
H15.12.9　団体長会　田尾会長出席
　於：新宿税務署大会議室

### ＝新入会員のご紹介＝

平成15年11月入会

◇株式会社　紀伊國屋書店
　吉岡公義殿（名誉会長）
　新宿区新宿3-17-7
　（渋谷区東3-13-11）

## ◎税務研修会

当会印紙税部会と新宿税務署との共催による「税務研修会」を11月6日㈭午後1時30分から4時30分まで新宿税務署地下大会議室で開催しました。

税を知る週間行事の一環として、昨年の「消費税の研修会」に続いて開催したもので、今回は会員の方にご案内しましたところ35名の方にご参加をいただきました。

渡辺印紙税会長、新宿税務署の菊地副署長のご挨拶に続き「税務研修会」が行われました。

第1部は新宿税務署法人課税第3部門の千葉上席調査官を講師にお迎えし「改正消費税の概要」について講演をしていただきました。

今回は、

1. 免税点が3千万円から1千万円に引き下げられる。
2. 簡易課税制度が2億円から5千万円に引き下げられる。
3. 総額表示が義務化される。

など消費税の主な変更点について分かりやすく説明をいただきました。

第2部は「ヨーガ」で有名な東洋医学博士の広池先生に健康づくりの楽しい生活の中のヨーガをご指導、ご説明いただきました。会員も参加していろいろな形のヨーガを広池先生にご指導いただき、毎日5分していると体も軽く快適になるヨーガの方法なども教えていただき参加者全員が大変有意義な時間を過ごしました。



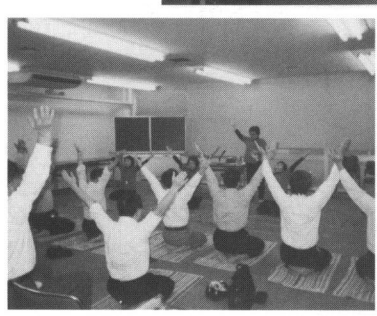

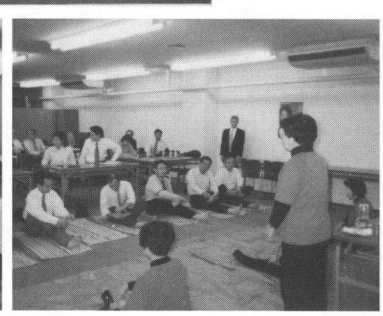

# がんと食事

監修者　仲（なか）　眞美子（まみこ）（㈳伊勢崎佐波医師会病院成人病検診センター長）

世界一長寿国で、健康寿命も世界一と証明された日本ですが、昭和50年代半ばより癌による死亡率がそれまでの脳血管障害を追い越し第1位となり、以降増加し続けています。（**図表1**参照）現在日本では、身近に癌になる方や亡くなる方が多いので、どのような食事が癌を予防したり直したりできるかと言う事に関心が高まります。

アメリカでは、1970年代後半に癌の原因が研究され、その寄与割合の推計に依れば、たばこが約30％、食物（普段の食事）35％であり、食品添加物、産業製品＜1％、医薬品・医療1％、職業4％、生殖・性行動7％、地質・物理的因子3％、汚染2％、感染１０？％、とされています。（**図表2**参照）最近の遺伝子の研究では、遺伝20～30％とされています。たばこは自分の意思で止められます。遺伝は自分でどう仕様もありません。この頃のアメリカでは特に女性の子宮体癌、乳癌、男性の前立腺癌で食物の脂肪摂取量が影響し、女性では食物の寄与割合が60％にもなるとされていました。

アメリカ合衆国では、1980年より20年計画で癌撲滅運動が起き、禁煙運動と低脂肪、高繊維食の運動が展開されました。禁煙運動は大成功で最初の十年で目標を達成し、癌の発生が８％減らせる予定が、成人喫煙率を34％から16％に減



主要死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移

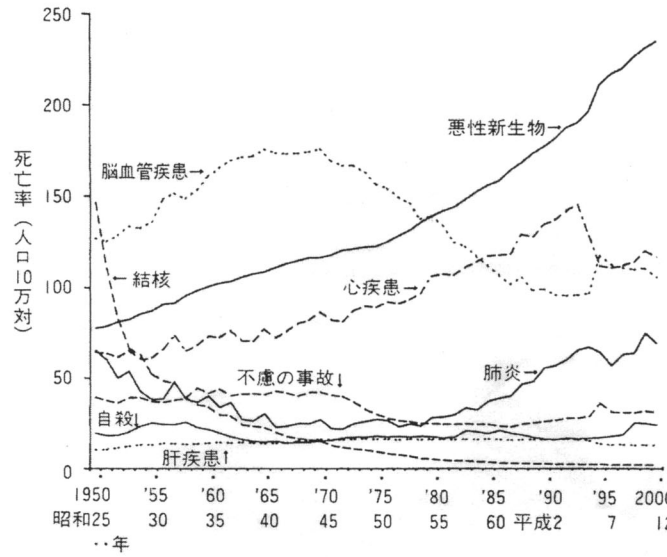


資料　厚生労働省「人口動態統計」

**図表1**

**アメリカ合衆国における癌死亡に対する癌の原因の寄与割合の推計**

| 癌の原因 | 癌の原因の寄与割合（%） | |
|---|---|---|
| | 最良値 | （許容範囲） |
| タバコ | 30 | （25～40） |
| アルコール | 3 | （2～4） |
| 食　物 | 35 | （10～70） |
| 食品添加物 | ＜1 | （－5：～2） |
| 生殖・性行動 | 7 | （1～13） |
| 職　業 | 4 | （2～8） |
| 汚　染 | 2 | （＜1～5） |
| 産業製品 | ＜1 | （＜1～2） |
| 医薬品・医療 | 1 | （0.5～3） |
| 地質・物理的因子 | 3 | （2～4） |
| 汚　染 | 10？ | （1～？） |
| 不明因子 | ？* | （　～？） |
| | 200以上* | |

注）*未知発癌因子の寄与割合を加えた場合の推定値
資料：Doll,et al (1981)

**図表2**

らしてみると、癌の発生は15％も少なくなり世界的に評価されました。食事についての運動は対照的に全く効果無く8％癌が減るとの予測に反し効果が認められませんでした。（**図表3**参照）1990年からは野菜、果物を多く摂取する具体的食品名で運動を展開しました。その結果アメリカでは、1990年代後半から前立腺癌、乳癌等が減少していると報告されています。



余談ですが（とても大切な事でもありますが）低脂肪、高繊維食は、生活習慣病の予防と改善に共通して必要な条件でもあります。最近では、日本の若い年代の食は以前のアメリカ型に近付いています。

最後に最近報告されている野菜、果物の抗癌作用の中で興味深いのはビタミンK—2の作用です。これは、東京医科大学の第1内科の宮澤先生が発見したのですが、ビタミンK—2が白血病細胞の増殖分裂を抑制し、成熟させ早期に自滅する方向に誘導すると言う事です。宿主の人間には害が無く（骨粗鬆症の治療薬）、癌細胞の自滅を促進すると言う画期的な癌の治療法です。更に今年、肝癌、肺癌にも同様の効果が認められたようです。これによりどれほど多くの日本人が励まされる事でしょう。

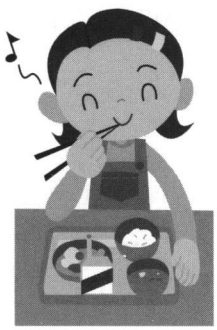

ビタミンK—2は納豆に多く含まれ、腸内細菌のバランスが良ければ、自然に産生して供給してくれます。ここでも乳酸発酵食品、食物繊維を改めて見直し、腸内細菌を育てると言う事の大事さが見直されます。日本の食の良さが有難く思われます。

**アメリカ（NCI）による2000年までの癌死亡率低下度の推計**

| 目　的 | 方　　法 | | 推定低下度％ |
|---|---|---|---|
| 一次予防 | 食　物 | ・脂肪カロリーを全カロリーの約40％から25％へ減少<br>・繊維摂取量を1日　8～12ｇ　から　20～30ｇへ増加 | 8 |
| | 喫煙 | ・成人喫煙率を34％から16％へ低下　2000年に達成<br>（1990年に達成） | 8<br>（15） |
| 癌検診 | 乳癌検診<br>子宮癌検診 | ・視触診法＋マンモグラフィー<br>50～70歳の女性の80％をカバー<br>・細胞診<br>20～39歳の女性の90％をカバー<br>40～70歳の女性の80％をカバー | 3 |
| 治　療 | | 全癌生存率0.5％／年向上（現状）<br>（1.5％／年向上へ上昇） | 14<br>（26） |
| 合　計 | | | 25～50 |

NCI：National Cancer Institution（Greenwald et al, 1986）

**図表3**

## ◎　新宿間税会 青年部・女性部 合同研修会

今年の合同研修会は、―楽しい新宿・みんなで発見―　と題して、10月23日㈭に開催されました。総勢24名の参加者は、午後1時、ホテルセンチュリーハイアットの豪華な吹き抜けのある1階ロビーに集合し、最初の目的地である 東京電力 **新宿変電所** を目指して歩き始めました。




ここは、東京都庁・ＮＨＫなど重要な施設へ電力を供給している場所で、西新宿の某所にあり、地下５階にある変電設備はまるで秘密要塞のようです。このような都市機能を維持するために不可欠な施設が、少ない人員で効率良く運営管理されているのに驚きました。

次は、ゴッホの絵で有名な **東郷青児美術館** です。「ゴッホと花」という特別企画が開催中で、平日にもかかわらず大勢の見学者で賑わっていました。あの誰でも知っているゴッホのひまわりは一枚だけではない事を初めて知りました。

美術館で高尚な気分になったあとは、新宿駅から地下鉄に乗り四谷三丁目駅へ。

駅から１０分程歩くと、四谷税務署の近くに **新宿歴史博物館** があります。アカデミックな名前にちょっと敬遠してしまいそうですが、館内には縄文時代から昭和初期までの新宿の変遷が分かりやすく、興味深い展示物と共に紹介されています。たとえば、中世の新宿の精巧なミニチュア、江戸時代、内藤新宿と呼ばれ宿場町であった当時の蔵作りの家や昭和初期にいち早く洋間を取り入れて「文化住宅」と呼ばれた家の実物大の模型など。



午後５時の閉館時間までいて、小雨の中を地下鉄 曙橋駅まで歩き、初台にある東京オペラシティへ。地下１階にある**「ガンジス」**と言う名のインド料理のお店へ向かいました。

本場のインドの舞踊を見ながら、本格的なインド料理を堪能しました。このお店はランチもおいしく、辛さの選べるカレー（普通レベルでもかなり辛いです）に、ナンandライスは食べ放題、さらにドリンクが付いて1,000円以内と、とても安くてお勧めです。

半日の研修会ではありましたが、盛り沢山な内容で、毎日通勤で見慣れている新宿の様々な面を見ることが出来て、新しい発見がありました。

## ◎　新宿間税会役員懇親ゴルフコンペ




新宿間税会役員有志による懇親ゴルフコンペが、さる12月２日㈫に嵐山カントリー倶楽部にて田尾会長をはじめ11名の参加者で開催されました。

当日は、前日まで続いた雨天から一転、暖かな青空の下、プレーヤーは一打一打に一喜一憂しながら真剣かつ楽しくプレーを展開しました。

更にプレー後の表彰パーティーで親交を深め、参加者全員が楽しい一日を過ごすことができました。尚、優勝は㈱京王百貨店の冨田隆男氏でした。

# 確定申告をお忘れなく!!

## ◎　確定申告をしなければならない方　申告と納税は、3月15日(月)までです。

サラリーマン（給与所得者）の大部分の方は「年末調整」により所得税が精算されますので確定申告の必要がありませんが、次のような方は確定申告をしなければなりません。

① 給与の年収が２千万円を超える方
② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
③ 給与を２か所以上から受けていて、年末調整を受けていない方
④ 日本国外において給与等の支給を受けている方などで、給与の支払いを受ける際に日本国の所得税を源泉徴収されないこととなっている方




## ◎　確定申告をすると所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
② 多額の医療費を支払った場合
③ 災害や盗難にあった場合
④ 年の中途で退職し、再就職していない場合

※ 還付金の受け取りは、安全確実な口座振込みをご利用ください。
※ 還付を受けるための必要な書類などのお問い合わせは税務署へ。

**◎　サラリーマンの方の還付申告は、１月から受け付けています。**
**◎　執務時間外の申告書等の提出は、税務署の「時間外文書収受箱」をご利用ください。**
**◎　確定申告はご自分で作成し、郵送で。**

### ◇申告書の郵送での注意点◇

控用が必要な方は、税務署に郵送する封筒の中に、提出用・控用ともボールペン書きの上、切手を貼った返信用封筒を同封してください。




### ◇申告書の計算は、タッチパネル（申告書自動作成機）で！◇

税務署には、簡単な入力をすることにより、申告内容を自動計算して印刷するタッチパネル（申告書自動作成機）があります。

例えば、サラリーマンの医療費控除などはあらかじめ平成15年中に支払った医療費の金額やその病院に行くための交通費を病院ごとに集計しておけば、更に早く申告書が出来上がります。

## ◎ 贈与税の申告と納税　申告と納税は 3月15日(月)までです。

平成15年中に、「個人」から土地（借地権を含む）・建物などの不動産、現金、預貯金、株式、債権など110万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です.

※　①配偶者控除の特例②住宅取得資金の贈与の特例③相続時精算課税の特例を受ける方は、税金のかからない場合でも申告が必要です。

なお、③の特例を受ける方は、贈与税の申告書とともに「相続時精算課税選択届出書」を申告期限内に提出する必要があります。




## ◎ 納税は便利な口座振替で

所得税・消費税及び地方消費税は、電気・水道料金などの公共料金と同様に、預金口座から口座振替によって納税できます。

詳しい内容や手続については、税務署の管理部門または最寄りの金融機関へお問い合わせください。

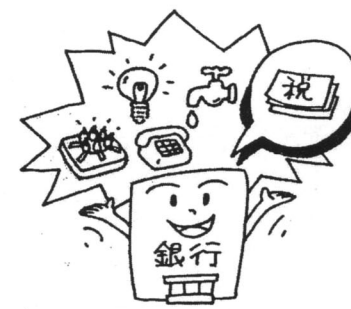

便利な振替納税で!

### ◇国税庁ホームページで　所得税の確定申告書が作成できます◇

国税庁ホームページのアドレスは　http://www.nta.go.jp

国税庁ホームページでは画面に基づいて必要項目を入力することにより所得税の確定申告書が簡単に作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」があり、ここで作成した申告書を税務署に提出することができます。

**①　利用できる方**

Ａ様式及びＢ様式を利用される方

なお、分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる方など、申告内容によっては利用できない場合があります。

**②　利用するときのポイント**

申告書を正しく出力していただくために次のことを行っていただく必要があります。

○　カラープリンターの使用
○　プリンターの設定の確認（画面にしたがって確認）
○　印刷後に正しく印刷できたかの確認（画面の指示にしたがって確認）
○　印刷する紙はＡ４サイズの普通紙（ＰＰＣ用紙又はＯＡ共用紙）をお使いください（インクジェット専用紙は使わないでください。）

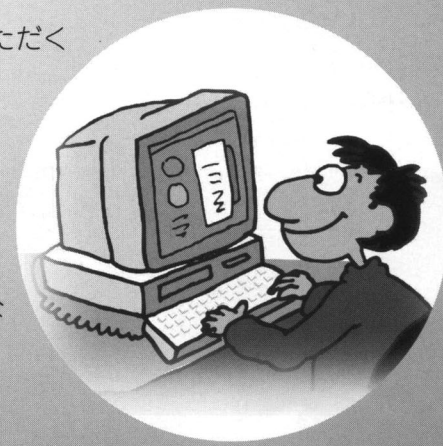

## ◎　消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告と納税期限




平成15年分の消費税及び地方消費税の申告は**１月から受け付けており、**申告と納税の期限は**３月31日(水)**です。

申告書を提出しなければならない方は

①　平成13年分の課税売上高が３千万円を超える方

②　課税事業者を選択された方

※　納める税金がない場合でも申告が必要です。

**平成16年２月22日(日)、29日(日)**

新宿税務署では、所得税、贈与税及び個人消費税の申告書用紙の配布、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行います。

当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。

※　上記以外の土・日・祝日等は、執務を行っておりません。申告書を提出される方は、「時間外文書収受箱」をご利用ください。

## 法定調書の提出は平成16年２月２日(月)までに！

給与、報酬等の支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した書類（源泉徴収票・支払調書）を所轄の税務署に提出しなければなりません。

これらの法定調書は、その年中の支払分を取りまとめ、合計表とともに翌年の１月末日（本年は２月２日）までに提出することとなっていますので、正しく記載した法定調書を期限内に提出してください。（提出枚数は原則として１枚）

なお、法定調書の合計表は、提出する法定調書がない場合であっても「該当なし」と記入し必ず提出してください。

◎　平成15年分の主な法定調書

・給与所得者の源泉徴収票
・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
・退職所得の源泉徴収票
・不動産の使用料等の支払調書
・不動産の譲受けの対価の支払調書
・不動産の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

◎　法定調書には、磁気ディスクにより提出できるものがあります。

磁気ディスクによる法定調書の提出は、作成事務の省略化や用紙の節約に繋がるほか、支店や工場等の提出分を含め、本店等の所轄税務署長に一括提出できるなどのメリットがあります。是非ご検討ください。

◎　法定調書の作成等についてご不明な点がありましたら、税務署までお気軽にお問い合わせください。

**【個人課税第７部門】（資料情報担当）TEL03-3362-7151　内線2172**

### 所得税・事業税・住民税共同説明会日程

| 開催月日 | 開催会場 |
|---|---|
| 16. 2. 3(火) | 新宿消費生活センター４階 |
| 16. 2. 4(水) | 落合第一地域センター３階 |
| 15. 2. 5(木) | 大久保地域センター４階 |

※午後１時～３時

◇昨年確定申告されている方は、必ず昨年の控えを持参願います。
◇印鑑（認めで可）・還付の方は銀行の口座番号・サラリーマンの方は給与所得の源泉徴収票・年金所得者の方は年金の源泉徴収票などをお忘れなく。
◇各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

### 【新宿駅西口広場　イベントコーナーで還付申告を受け付けています。】

日時：平成16年2月19日（木）～2月27日（金）　9：00～12：00、13：00～17：00
※　土曜日及び日曜日を除く
※　共催：東京都
○　還付申告書の受付
○　所得税申告用紙の配布
○　還付申告書の書き方のアドバイス…アドバイスは東京税理士会の税理士が行っております。

## 税理士会の無料申告相談（午前９時30分～12時、午後１時～４時）

【新宿署】

| 月　日 | 会　場 | 所在地 |
|---|---|---|
| 2/16～3/15 | 東京税理士会新宿支部（税務経営指導所） | 西新宿7-18-18　新宿税理士ビル１階 |
| 2/16～2/24 | 角筈地域センター　７階 | 西新宿４－33－７ |
| 2/5. 6<br>2/20～2/27 | 落合第一地域センター | 下落合４－６－７ |
| 2/3. 4<br>2/16～2/25 | 落合第二特別出張所　２階 | 中落合４－13－７ |
| 2/9. 10<br>3/1～3/5 | 新宿消費生活センター　４階 | 高田馬場４－10－２ |
| 2/12. 13 | 新宿コズミックセンター　５階 | 大久保３－１－２ |
| 2/16～2/20 | 大久保地域センター　３階 | 大久保２－12－７ |
| 2/27～3/9 | 新宿区役所本庁舎　１階ロビー | 歌舞伎町１－４－１ |

◎　小規模事業者の方を対象としております。ただし、年金受給者の方及び給与所得者の方の還付申告の相談も行っております。
◎　２月３日～２月13日については、年金受給者の方を対象に行います。
◎　無料相談の案内状（ハガキ）をお持ちの方が優先します。
◎　譲渡所得のある方や税理士に依頼している方はご遠慮ください。
◎　各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。
※　開催日は、土、日曜は除く。